

愛・地球博記念公園ロタンダ風ケ丘物販コーナー出品要領

●出品事業者

- ・本コーナーに出品できる者は、原則、商工会地区内の会員事業者とし、商工会からの紹介とする。
但し、株式会社ジブリパーク（以下、「運営側」という。）及び愛知県から紹介があった事業者については、出品できるものとする。

●出品できる商品

- ・出品できる特産品は、次の要件の全てを満たすものとする。
 - ① 商工会地域の資源・技術を活用した特産品等であること。
 - ② 出品する事業者等が自己又は自己の名をもって生産・販売する特産品等であること。
 - ③ 出品期間に継続して供給することができる特産品等であること。
 - ④ 説明文等に誇大又は虚偽の記載がない特産品等であること。
 - ⑤ 各種法令、条例等に違反しない特産品等であること。
 - ⑥ 特許、実用新案等で係争中でない特産品等、あるいは係争の恐れがない特産品等であること。
 - ⑦ 危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのない特産品等であること。
 - ⑧ 公序良俗に反しない特産品等であること。
 - ⑨ ナショナルブランド（大規模小売店などで既に販売され全国的規模で販売されている）でないもの。
- ・運営側に一般酒類小売業免許の取得予定がないため、アルコール類の出品はできない。

●販売場所

- ・愛・地球博記念公園北口にあるロタンダ風ケ丘飲食棟の物販コーナーで運営側が販売する。

●ディスプレイ

- ・商品とあわせて商品紹介のパネルを設置する。コーナーとしての意匠を統一するため、提案段階で事業者側から商品説明の情報を提出いただき、運営側でパネルを製作する。
パネルの製作実費は、事業者に求めないものとする。

●事業者／商材の選定

- ・商材は商工会を通じ、愛知県商工会連合会（以下、「連合会」という。）から候補を提案し、運営側で選定を行うものとする。
- ・陳列スペースが限られることから、県内尾張地区、三河地区からバランスよく選定するものとする。
- ・コーナーとしての活気を保つとともに、定期的な公園利用者にも県産品を広く紹介するため、アイテムについて、一部商品を除き3か月（季節ごと）で入れ替えて販売を行う。
- ・募集については、6か月分をまとめて行うが、3か月ごと2期に分けて選定する。運営側の選定により、一部商品については、継続出品することがある。

- ・食品の場合、生鮮食品や賞味期限の短い食品は取り扱いをしない。常温保存可能で繊細な管理を必要としない食品のみ取り扱うこととする。賞味期限は最低 90 日程度、できればそれ以上あることが望ましい。
- ・食品の場合、別添商品情報ヒアリングシートに食品表示（裏貼り、食品ラベルとも言う）を必ず添付すること。添付がない場合、選定の対象外とする。
- ・期間中の価格変更は消費者の混乱を招くため、原則認めないものとする。当初より期間中の需給を勘案し価格設定をすること。

●取引条件

- ・在庫リスクの観点から、買取販売ではなく、レジ販売数にもとづく消化仕入れとする。万引きや破損等のロスについては事業者側負担とする。
- ・販売手数料率は 30%とする。
- ・ストックスペースが狭いため、都度発注・都度納品とする。納品に係る送料については、事業者側負担とする。事業者による直接搬入も可とする。
- ・賞味期限の到来もしくは販売期間終了後、商品は事業者あて返送することとする。その際、直接事業者による引き取りもしくは着払いによる返送とする。

●発注方法

- ・商品が選定された事業者に対し、運営側は事前に登録したメールアドレスあて直接発注を行う。

●支払条件

- ・当月末日締め翌月末日払いとする。
- ・当月分の売上個数及び振込金額について、明細書にて翌月 10 日までに連合会より各事業者あて知らせることとする。
- ・仕入価格（上代から販売手数料 30%を引いた金額、税抜き）に売上個数を乗じ、消費税及び地方消費税を加算した金額を、事業者の指定する金融機関に振り込むものとする。振込手数料は、連合会が負担するものとする。

●注意事項

- ・販売場所の日当たりがよい場合、食品については、直射日光による店頭ロスが発生する場合がある。また、店頭分のロス＝ディスプレイとし、お客様には棚下にある商品を提供することがある。